

事務連絡
平成18年9月25日

各地方運輸局自動車交通部
旅客（第一・第二）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車交通局旅客課
政策調整班（佐藤 浪川）

改正道路運送法等の施行に伴う登録免許税手続きの追加について

平成18年10月1日をもって施行される改正道路運送法（以下「改正法」という。）及び改正法に伴う登録免許税法の改正により、改正法第79条の自家用有償旅客運送者の登録及び同法第79条の7第1項の変更登録（財務省令で定めるものに限る。）が、新たに登録免許税の課税対象となります。（市町村が運送主体となる「市町村運営有償運送」を除く。）

本件につきましては、「登録免許税の納付等に係る事務の取扱いについて」（平成18年4月1日付国自総第558号・国自旅第267号・国自貨第119号・国自整第135号各地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて自動車交通局長通達、以下「通達」という。）に基づき、下記のとおり取り扱うよう、よろしくお願いいたします。

記

○納付の通知等

所管の運輸支局等においては、課税される登録処分に係る登録免許税納付の通知について、改正道路運送法施行規則（以下「改正規則」という。）第51条の6及び同規則第51条の11第3項の規定に基づく登録証の交付に併せ、通達に則り行うこととする。

また、納付額が不足又は過大であった場合も、通達に則り取り扱うこととし、報告及び関係書類の保存についても同様とする。

○市町村合併により市町村自体が拡大した後に、合併前に登録を受けた自家用有償旅客運送者が、区域の増加に係る変更登録を受けようとする場合

増加する区域が合併後の市町村の範囲内であるときは、登録免許税は課税されないので注意すること。

また、改正前の道路運送法第80条第1項の規定により許可を受け、改正法施行により同法第79条の登録を受けたものとみなされる者の場合も、同様である。

(参考別添)

登録免許税の課税対象一覧となる登録等（自動車交通局所管、平成18年10月1日現在）

(参考) 登録免許税の課税対象となる登録等 (自動車交通局が所管するもの
のうち、自動車の抵当権の登録に係るものを除く)

平成18年10月1日現在

登録等	権限またはその委任	登録免許税法	税率 (税額)
道路運送法(昭和26年法律第183号)第47条第1項の自動車道事業の免許	大臣	法別表第一第121号	15万円
自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第3条の自動車ターミナルの許可	大臣	法別表第一第123号	9万円
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第94条第1項の優良自動車整備事業者の認定	地方運輸局長	法別表第一第124号(一)	1種9万円 2種6万円 特殊3万円
道路運送車両法第7条第4項の登録情報処理機関の登録	大臣	法別表第一第124号(二)	9万円
道路運送法第4条第1項の一般旅客自動車運送事業の許可	一部を除き、 地方運輸局長 に委任	法別表第一 第125号(一)	乗合9万円 貸切9万円 乗用3万円 (個々は 1万5千円)
道路運送法第15条第1項の規定による事業計画の変更認可のうち、路線または営業区域の増加に係る認可で、財務省令で定めるもの	一部を除き、 地方運輸局長 に委任	法別表第一 第125号(二)	乗合・貸切 1万5千円 乗用5千円
道路運送法第43条第1項の特定旅客自動車運送事業の許可	地方運輸局長 に委任	法別表第一 第125号(三)	3万円
貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の一般貨物自動車運送事業の許可	一部を除き、 地方運輸局長 に委任	法別表第一 第125号(四)	12万円
貨物自動車運送事業法第35条第1項の特定貨物自動車運送事業の許可	地方運輸局長 に委任	法別表第一 第125号(五)	6万円
道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客運送者の登録	運輸支局長に 委任	法別表第一 第125号の2 (一)	1万5千円
道路運送法第79条の7の規定による自家用有償旅客運送者の変更登録(財務省令で定めるものに限る。)	運輸支局長に 委任	法別表第一 第125号の2 (二)	3千円
* 道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車の貸渡しの事業の許可(政令で定めるものを除く。)	運輸支局長に 委任	法別表第一 第126号	9万円

* 道路運送法改正により、項番号に変更があったもの